

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和36年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年3月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月1日から37年3月1日まで

昭和35年4月にA株式会社に入社し、B株式会社へ出向した。給料は、A株式会社から受け取っていたが、A株式会社が倒産したため、B株式会社も解散した。B株式会社に勤めていた期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人がB株式会社において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、当時の同僚の証言から申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる上、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿の記録により、同社において申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が昭和36年11月1日から37年3月1日までの期間はB株式会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、社会保険庁における申立人の厚生年金保険の記録管理は、平成4年9月2日に訂正処理するまで、生年月日を昭和13年C月D日として管理されており、正しい生年月日で管理されていた上記のB株式会社における申立人の加入記録は別人の記録と判断されていたと考えられる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から56年3月までの国民年金付加保険料、同年4月から57年3月までの期間、同年4月から58年8月までの期間、59年7月から61年3月までの期間、63年10月及び同年11月の国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月から56年3月まで
② 昭和56年4月から57年3月まで
③ 昭和57年4月から58年8月まで
④ 昭和59年7月から61年3月まで
⑤ 昭和63年10月及び同年11月

付加保険料を含めて保険料をずっと納付しており、途中でやめたことはない。昭和63年10月及び同年11月については第3号被保険者期間と認められなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金付加保険料、申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたと主張するが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③及び④は、国民年金に未加入の期間となっており、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間⑤は、平成14年11月22日付けで社会保険事務所が記録の補正を行うまで国民年金第3号被保険者とされていた期間であり、当初、申立人は、昭和61年4月1日から夫がA共済組合の組合員資格を喪失した平成3年12月14日まで国民年金第3号被保険者とされていたが、

申立人が厚生年金保険に加入したことによる国民年金第3号被保険者資格の異動の届出が適切に行われていなかったことが判明した19年7月27日に、社会保険事務所による国民年金第3号被保険者期間の補正処理が行われ、国民年金第3号被保険者期間と認められたのは、昭和61年4月1日から申立人が厚生年金保険に加入した62年1月1日までの期間及び申立人の夫が加入するA共済組合において夫の被扶養者と認定された63年12月7日から平成3年11月までの期間であることが確認でき、申立人は、申立期間⑤当時、第3号被保険者には該当していなかったことが確認できる上、記録の補正が行われた平成14年11月22日の時点では納付の時効により申立期間⑤の保険料を納付することはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤の期間について、国民年金の付加年金に加入し付加保険料を納付していたと主張するが、B市町村及び社会保険事務所の記録では、申立人が付加年金に加入していた事実は確認できない上、B市町村では、付加保険料の納付書は定額保険料と合算した納付書を発行していることから、申立期間①について、付加保険料のみがすべて未納とされていることは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで
昭和 46 年 1 月に A 株式会社に入社したのち、総務課から国民年金保険料 3 か月分が未納であることを指摘され、B 市町村役場 C 支所に納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を B 市町村役場 C 支所で納付したと主張するが、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は納付時期や納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 5 年 4 月 30 日に払い出されていることから、手帳記号番号が払い出された時点で申立期間の保険料は時効により納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人も国民年金手帳は現在所持しているもののみであるとしている。

加えて、申立人は、当初、「検認印が押された国民年金手帳を受け取った。」と主張していたが、本人が所持している国民年金手帳の「国民年金の記録」欄に押印されていたのは B 市町村の四角印であり、これを納付したことを証明する領収印と勘違いしていたことが判明した。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 400

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から同年 10 月まで
定時制高校の生徒で収入が無かったため、昭和 36 年 4 月から父親が A 市町村役場窓口で国民年金保険料を納付してくれていた。39 年 1 月に B 事業所に就職したが、38 年 4 月から同年 10 月までの保険料が未納となっている。厳格な父親で支払いに関することは厳しかったので納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は納付に関与していないため、納付状況等が不明である。

また、申立人は、その父親が納付していたはずであると主張するが、申立人が所持する国民年金手帳（昭和 36 年 4 月 1 日交付）の昭和 36 年度及び 37 年度の検認記録欄には、保険料の納付を意味する検認印が押されているが、申立期間については保険料の納付を意味する検認の押印が無いことが確認できる。

さらに、A 市町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿にも、申立期間の納付記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 38 年 3 月まで
昭和 37 年 12 月から 38 年 3 月までA株式会社B工場に出稼ぎへ行っていた期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、今一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA株式会社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社では、「申立期間当時、季節現業職員については厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、社会保険事務所の保管する同社の被保険者名簿にも、申立期間同時に季節現業職員が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる加入記録はみられない。

また、申立期間当時、申立人と同様に出稼ぎでA株式会社B工場において働いていた申立人の夫も厚生年金保険には加入していない。

さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者証や健康保険証を受け取った記憶が無く、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶も曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 38 年 3 月まで
昭和 37 年 12 月から 38 年 3 月までA株式会社B工場に出稼ぎへ行っていた期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、今一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA株式会社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社では、「申立期間当時、季節現業職員については厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、社会保険事務所の保管する同社の被保険者名簿にも、申立期間同時に季節現業職員が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる加入記録はみられない。

また、申立期間当時、申立人と同様に出稼ぎでA株式会社B工場において働いていた申立人の妻も厚生年金保険には加入していない。

さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者証や健康保険証を受け取った記憶が無く、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶も曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月1日から同年8月31日まで
② 昭和61年3月12日から同年7月31日まで

私は、A株式会社と株式会社Bに継続して勤務し、株式会社Bを昭和61年7月31日に定年退職した。その間、給与から厚生年金保険料は控除されていた。A株式会社は、60年1月1日に株式会社Bと社名変更したもので、A株式会社と株式会社Bの社長は同じだった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月23日から62年7月31日までA株式会社及び同社が社名変更した株式会社Bに継続して勤務し、その間、厚生年金保険に加入し給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①及び②において厚生年金保険が未加入とされていることに納得できないと主張するところ、雇用保険の記録では、47年8月23日から60年7月31日までの期間、60年9月2日から61年3月10日までの期間、及び同年同月11日から62年7月31日までの期間において雇用保険に加入していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、A株式会社は昭和59年12月31日付けで全喪し、同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同社の従業員6人が60年8月1日付け（申立人は昭和60年9月1日付け）で株式会社Bの厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、及び申立人が59年12月31日付けで健康保険任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

A株式会社から株式会社Bに異動した6人のうち、証言が得られた二人は、「A株式会社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し株式会社Bで取得

するまでの間、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは記憶に無い。」としており、社会保険事務所の記録から、6人のうち一人は、A株式会社で資格喪失し株式会社Bで資格取得するまでの間、自らすべての保険料を負担し厚生年金保険の加入を任意継続する厚生年金保険第四種被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①について、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったものと推認される。

さらに、社会保険事務所の記録では、株式会社Bは、昭和61年4月29日付けで全喪し、申立人を含む7人が同年3月11日付けで資格喪失し、申立人は、61年3月31日付けで健康保険任意継続被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、同社が全喪した後の期間である申立期間②について、申立人と同日付けで資格喪失した同僚のうち証言が得られた二人は、「給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは記憶に無い。」としており、社会保険事務所の記録から、7人のうち一人は、株式会社Bの厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年3月11日から厚生年金保険第四種被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間②について、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年ごろから30年ごろまで

A都道府県の工場で働いて帰郷した後、昭和20年ごろから30年ごろまでB株式会社のC地区の現場で1、2年、D事業所で3、4年働いた後、E事業所で7、8年働き退職したのに、その間の厚生年金保険の記録が全く無いのはおかしい。B株式会社の3か所で働いたのは事実であり同勤務期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、申立人がB株式会社F事業所における同僚等として記憶している6人が、申立期間当時、同事業所の複数の事業所において厚生年金保険に加入していることは確認できる。

しかしながら、B株式会社F事業所が保管する従業員台帳に申立人の記録は無く、申立人が当時の同僚等として記憶する6人のうち確認ができた2人も、「当時の同僚の中にGさんという名前の方がいた記憶は無い。」と証言している。

また、申立人は、H株式会社I支店において昭和32年6月から60年2月までの期間、厚生年金保険に加入しているが、雇用保険の記録では、28年7月25日から同社に勤務していることが確認できる上、同社保管の社員名簿には、前職として23年12月から28年5月までの間、J事業所及びK事業所に勤務していた旨の記録がある。

さらに、L社会保険事務所が保管するB株式会社F事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿をすべて確認したが、申立人の記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年ごろから34年ごろまで
勤務した時期や期間については覚えていないが、A市町村B地区にあった株式会社Cに勤めていたので、厚生年金保険加入期間について調べてほしい。
代表者は、D氏で、A市町村やE市町村の映画館の設計、施工をしていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、株式会社Cの手伝いをしていた事業主の娘は、「申立期間当時は、個人経営であり従業員はすべて日雇いであったので、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している上、事業主の娘も申立期間当時、厚生年金保険には加入していないことが確認できる。

また、社会保険庁の記録から、株式会社Cが厚生年金保険適用事業所となったのは昭和38年8月1日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

さらに、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 31 日から 40 年 8 月 31 日まで
昭和 37 年から 40 年まで有限会社Aに勤めていた。この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの法人登記簿から、申立人が申立期間当時、同事業所に役員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、有限会社Aは厚生年金保険適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人は有限会社Aの社員は経営者を含め3人であったとしているところ、申立人以外の2人の社員は、申立期間当時、国民年金に加入し保険料も納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月9日から同年3月31日まで
昭和40年に入社してから平成11年に退職するまでの間勤務していた会社は、解散や新規設立を繰り返したが、私は継続して勤務し、毎回厚生年金保険料が給与から控除されていた。勤務していた会社がA株式会社からB株式会社へ変わった直後の申立期間のみ厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務していたことは当時の同僚等の証言及び雇用保険の記録から確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、A株式会社及びB株式会社の厚生年金保険に加入する49人全員が、申立人と同様に昭和56年1月9日にA株式会社の被保険者資格を喪失し、同年4月1日にB株式会社の被保険者資格を取得していることが確認でき、当時の同社の総務担当者は、「B株式会社の厚生年金保険の事務は本社で一括して行っており、すべての営業所について同一の取扱いをしていた。」と証言しているとともに、申立期間当時、申立人とは別の営業所に勤務していた従業員が保管していた給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、被保険者原票の記録から、上記の49人のうち25人が昭和56年1月9日の資格喪失後、政府管掌健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から55年8月まで

有限会社Aに勤務していた時、厚生年金保険料が控除された給与以外に、保険料控除の無い「手当」が支給されていた。

実際の報酬月額より低い額の標準報酬月額となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する申立期間に係る給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額となることが確認できる。

しかしながら、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額である。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬のいずれか低い方の額を認定することになるものであり、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に相当する報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。